

## 只見線つなぎ隊 隊則

(名称)

第1条 この団体は、只見線つなぎ隊（以下「本隊」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本隊の事務所は、福島県大沼郡金山町大塩字御蔵平 1725 に置く。

(目的)

第3条 本隊は、「只見線」をキーワードに只見線に関する活動（事業）を行うことにより、只見線沿線の魅力に磨きをかけ、全国に発信するとともに、交流人口を増やし沿線地域の活性化及び一体感の醸成を図り、只見線を応援する各関係団体との連携向上に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本隊は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① 本隊の目的を達成するために必要なすべての事項。
- ② その他、会議で認められた事業

(隊員の資格)

第5条 この隊の隊員は、次の2種類とする。

- (1) 正隊員は、20歳以上の者で、本隊の目的に賛同、（本隊でのボランティア活動を希望し、）入隊登録を行った者とする。
- (2) 賛同隊員は、20歳以上の者で、この隊の活動（事業）を賛同及び、賛助するために入隊登録を行った者とする。

(入隊)

第6条 隊員として入隊しようとする者は、入隊申込書を事務局宛てに提出し、本隊の承認を得るものとする。

(隊費)

第7条 隊員は、総隊会において定める隊費を納入しなければならない。

2 隊費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正隊員 3,000円
- (2) 賛同隊員 一口 1,000円 上限無し

(退隊)

第 8 条 隊員は、退隊届を事務局に提出し任意に退隊することができる。

2 隊員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退隊したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 隊費を 2 年以上納入しないとき

(役員)

第 9 条 本隊に次の各号に掲げる役員を置く。

隊長 1 名

副隊長 2 名

事務局長 1 名

会計 1 名

監査役 2 名

2 役員は他の職務を兼務することができる。ただし、監査役は除く。

(役員の仕事)

第 10 条 隊長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在のときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本隊の事務全般を担当する。

4 会計は、本隊の出納事務を担当する。

5 監査は、本隊の業務及び財産の状況を監査する。

(役員を選任)

第 11 条 隊長、副隊長（および事務局長）の選任は、隊員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

2 会計は、事務局長（隊長）が指名する。

3 監査は、全隊員の中から選出する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(役員を解任)

第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議決により、これを解任すること

ができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(会議)

第14条 隊の会議は、総隊会、事務局会議及びプロジェクト会議とする。

(総隊会)

第15条 本隊の総隊会は、正隊員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総隊会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 隊則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本隊会の解散
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他本隊の運営に関し重要な事項

3 総隊会の議長は、隊長がこれに当たる。

4 本隊会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(プロジェクト会議)

第16条 プロジェクト会議は、各プロジェクト単位で責任者(以下「プロジェクト責任者」という。)を定め、プロジェクト責任者が随時開催を決定し、プロジェクト関係者を招集する。

2 プロジェクト責任者は、プロジェクト関係者の互選とする。

3 プロジェクト会議では、当該プロジェクトの企画、運営に必要な事項を決定し、決定事項については、事務局会議に報告する。

4 プロジェクト会議は、プロジェクト実施後、その実施概要を事務局会議に報告する。

(事務局会議)

第17条 事務局会議は、随時開催することとし、事務局長が召集する。

2 事務局会議は、全体会に諮る事項について整理し、議案を作成する。

3 事務局会議では、次に掲げる事項を議決する。

- (1) プロジェクト会議の企画、運営及び連絡調整に必要な事項
- (2) その他、会議全般に係る運営に必要な事項

(事業年度)

第18条 この隊の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第19条 本隊の事務局は、福島県大沼郡金山町大塩字御蔵平1666に置く。

(会計)

第20条 本隊の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本隊の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総隊会を招集し決算報告する。

4 本隊は、隊員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(隊員資格の抹消)

第21条 本隊隊員が次の各号に該当することになった場合は、総隊会の議決を経て登録を抹消することができる。

① 隊員との連絡が取れなくなった場合。

② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休隊届を提出した場合は、この限りでない。

③ 隊員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(隊則の変更)

第22条 この隊則の改正は隊員がこれを発議し、総隊会及び臨時隊会を招集し隊会出席隊員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(設立年月日)

第23条 この隊の設立年月日は平成28年12月20日とする。

(その他)

第24条 この隊則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この隊則は、平成28年12月24日から施行する。